

# 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正の理由及び概要

## 1 改正の理由

刑法の一部改正（令和7年6月1日施行）に伴い、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第10号様式の5（2）における「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

## 3 施行期日

令和7年6月1日